

村田の五香湯は却つて知るもの稀也。此の藥方傳來の來歴および廣岡村へ相傳の時代、村田氏にも舊記等も無之詳かならず。代々傳承するのみなりといへり。さて廣岡の五香屋は、本末兩家共に此の製藥を以て家産となし、于今至り世々繁昌せしかど、近年に至り、近隣に田邊某といへる醫家よりも五香湯を調合して賣藥とせしが、中には廣岡の五香湯は此の醫家より出すもの是也と心得、是が爲めに苦情を醸したりしといへり。

○廣岡梨畑

廣岡の村地は、従前は水田のみにて、畑地も稀なる地なりしが、天保の末頃より、田地を潰して梨畠となしたりけるに、土地に應じけん、梨實の味よく、殊に繁生せりとて、追々競ひて梨畑となし、種々の梨類を繼木となしけるに依つて、廣岡近邊の村地にも、田地を潰して追々梨畑となし、今は當國にての産物とは成りたり。按ずるに、梨は惣國風土記に、加賀國加賀郡貢檜・杉・松・栢・梅・桃・栗・梨云々とありて、加賀郡の地は古より土地に應じたるならん。廣岡邊は今石川郡に屬すれど、往昔は加賀郡の地内なり。さ

て改作所舊記に載せたる寛文七年三月普請會所より算用場への書簡に、六百五拾六步貳尺上安江村領之内百姓地、右は梨木畠爲御用地、十村喜兵衛并村煎煎罷出、相見を以て請取。とあり。按ずるに、安江村は廣岡村の隣地にて、地つゞきなる地なれば、是廣岡邊梨畑の起原ともいふべし。或は云ふ。上安江・下安江・諸江・廣岡・西念、二口などの諸村は、其の地味凡そ同じといへり。おもふに、往昔は梨畠といふも元よりなきゆゑに、梨木を植ゑ置く事甚だ稀なりしに依りて、梨實は容易に得難かりしとぞ。その事小松遺文に載せたる古書簡にても知られけり。其寫如左。

今申之刻之貴札、同成の下刻に到來、令拜見候。仍而當地御繼木畠にあまなし有之候者、明朝の御用に候條、三十程可指上旨、則御畠裁許廣瀨彦進・小林六左衛門方へ申談候處に、御畠には當年あまなし無御座候。就其德本村・田中村・成村へ、御畠裁許仕者山東八兵衛・關仁兵衛に、其御地より被御指越候御飛脚を相添、右三ヶ所にあまなし有之候者上げ候様にと、右六左衛門・彦進被申付候。

一、當地御畠廣瀨彦進・小林六左衛門裁許に候條、御畠に

有之物、以來御用之刻は右兩人方へ可被仰越候。内々左様に御心得可被成候。恐々謹言。

七月十九日子之下刻

村田 半助 判

有澤 孫作 不在合

水原清左衛門 不在合

長谷川 大學 様

齋田 彦助 様

佐久間彌左衛門様 御報

覺

一、柿 一籠 五拾五入

一、梨子 一籠 五拾六入

但、御免梨子・青梨子有次第。

右者御接木畠に出來仕候條、爲持進之候。可被指上候。近年は梨子成不申由候。こが梨子・大和柿・ぶどうなど、いまだまへかどに御座候間、可然時分指上可申候。以上。

七月廿五日

河原 兵庫 判

齋藤 中務 判

黒坂兵左衛門様
右は利常卿小松在城し給ふ頃也。

○陽雲山放生寺

曹洞宗也。當寺は洞谷山八ヶ寺の一寺にて、大乘寺淨住寺に不劣古刹なり。日本洞上聯燈錄に、加州放生寺龍松祖溪禪師。初參洞谷瑩山禪師。執役多年。遂得大事了畢云々。加州檀信創放生寺延師。師請明峰爲開山。とありて、元亨三年十月九日瑩山禪師の洞谷山八ヶ寺置文に、

山僧遺跡寺々置文

一、放生寺者、加州第三之僧所、門徒之宿老休息所也。如今祖溪都寺門徒中、棟宿徳可令倚住也。於寺院勿令破壞顛倒。是本願素意也。文書在洞谷之寺庫。(自餘略之)

右八箇寺者、瑩山修練而門徒令相承寺々也、永代守門屬。可練行修持之置文如件。

元亨三癸亥年十月九日

洞谷開山紹瑾 判

諸門 中 悉知

住持職人皆帶文書。如淨住・總持兩人。若得如此人。而可補住持職。雖爲小院。可準大利。又退院長老可休息地也。